

木造住宅耐震対策事業の助成を受けるには？



昭和56年5月31日以前に建築した木造戸建て住宅



①耐震診断助成事業

自己負担：8,300円(限度額148,300円、市が14万円を助成)
 ※耐震診断の費用は、一般的に約15万円かかります
 ※延べ床面積が200㎡以上で限度額を越える部分の費用は自己負担となります。

一般診断・改修計画

現地調査や聞き取りをもとに専門家が診断します。壁の補強方法、位置などの計画を立てます。改修工事の概算費の算出も行います。



①を受け、診断の総合評価が1.0未満の住宅

②耐震改修工事助成事業

助成金：工事費用の3分の1、最大30万円

③耐震改修工事促進助成事業 ※②の上乗せ助成金

・耐震化工事に加え、住宅のリフォーム等を行う場合
 →耐震化工事費用の18分の5を助成(最大25万円)
 ※リフォーム等：住宅の機能・性能の維持向上のための改修で10万円以上のもの

改修設計

改修計画をもとに関連工事などを検討します。

建て替え

診断や改修計画によっては、建て替えの選択も考えられます。

改修工事

安全性を確保した上で、見栄えなどを重視せずに改修すれば、150万円程度の工事費を90万円程度に抑えられる場合があります。

各種税制控除

所得税の控除
 固定資産税の軽減

助成の申し込みなど ④建設課 ☎22-1326

耐震診断、施工方法など ④宮城県建築士事務所協会 ☎022-223-7330

耐震対策事業以外の助成事業 (平成29年度で終了となります)

住宅災害復旧補助金事業

東日本大震災により被災した住宅の修繕、補修工事に対し支援を行っています。

- 事業期間 平成29年度まで
 - 補助要件 市内業者との契約で、補助要件に該当する修繕や工事で、20万円以上であること。
 - 対象者 (①②をすべて満たす方)
 ①市内に所有する住宅に居住し、住民登録または外国人登録をしていること、②市で実施している他制度の補助金などを受けていない工事。
 - 助成内容 助成対象となる工事費の10%に相当する額(上限10万円)を助成。
 - 対象となる住宅 自己が所有し、居住する個人住宅または併用住宅。
- ④建設課 ☎22-1326

危険ブロック塀等除却事業

通学時の児童など、通行人の安全確保を目的に、避難所への公衆用道路に面した危険なブロック塀などを取り除く方に助成する事業です。

- 事業期間 平成29年度まで
 - 事業の対象 ①避難所への公衆用道路に面した危険なブロック塀などの一部または全部を取り除く方、②宮城県土木事務所や市が行う調査で、「D」または「E」の判定を受けたブロック塀など、③道路面からの高さが1m以上で、コンクリートブロック造り、石造り、レンガ造り、そのほか組積造りによる塀や門柱。
 - 助成内容 1件当たり最大15万円(除去するブロック塀などの面積(㎡)×4,000円の額を助成)。
- ④建設課 ☎22-1326

わが家は地震に大丈夫？

耐震対策事業を実施します

市では、大地震時に木造住宅の倒壊を防ぎ、危険なブロック塀などから登下校時の児童を守るためなど、人的被害を軽減する各種助成事業を実施しています。多くの市民の皆さんが居住する木造住宅、特に昭和56年以前に建築した住宅は現在の耐震基準を満たしていない可能性があるため、強い地震で倒壊する危険があります。これまでの地震によるダメージの蓄積や、経年による劣化もあることから、次の強い地震には耐えられないかもしれません。

補助制度を活用して耐震診断を受け、住宅の耐震性を確認してみましょう。各種対策事業も併せてご検討ください。

④建設課 ☎22-1326

